

## 令和 2 年度生駒市環境マネジメントシステムについて

### 【環境マネジメントシステムとは】

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) といいます。 また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

環境マネジメントや環境監査は、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。(環境省ホームページより)

### 【生駒市における環境マネジメントシステムの位置づけ】

(環境基本条例)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

「生駒市環境マネジメントシステム推進会議」は、生駒市環境基本条例第 24 条の規定に基づき、環境マネジメントシステムの適正な運用を図るために開催しています。

第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という)を置く。

次に掲げる事項を所掌する。

- ・ 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
- ・ 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
- ・ 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。

## 生駒市環境マネジメントシステム推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号。以下「条例」という。）第24条第9項の規定に基づき、生駒市環境マネジメントシステム推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門チーム)

第4条 条例第24条第7項の専門チームに属する委員は、会長が指名する。

- 2 専門チームの代表は、委員の互選により定める。
- 3 代表に事故があるときは、専門チームに属する委員のうちからあらかじめ代表が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 推進会議又は専門チームは、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 【これまでの経緯と今年度の運用】

- ・平成22年度～平成26年度  
環境自治体スタンダード（LAS-E）による運用（特徴としては、目標の設定と取組状況の監査に市民が参加すること）
- ・平成27年度～  
外部規格によらない独自システムによる運用  
（具体的には、平成27年1月に策定した「生駒市環境モデル都市アクションプラン」を主軸とした環境施策全般・環境関連計画の一体的な管理と、各部署で当然に環境への配慮が行われる水準にステップアップすることを主眼に置き、これまで運用してきたLAS-E規格ではない独自のシステムにより運用を実施）
- ・令和2年度～  
第3次生駒市環境基本計画、第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン、生駒市SDGs未来都市計画の3つの計画を軸とした運用へ変更

## 【PDCAサイクルにおける監査実施方法・エコチェック隊実施方法】

- ◆ Plan（計画）
  - ・生駒市環境基本計画、生駒市環境モデル都市アクションプラン及び生駒市SDGs未来都市計画における各事業に該当する所属において令和2年度取組目標を設定
- ◆ Do（実行）
  - ・上記目標にそってそれぞれ日常業務において実行（該当所属）
  - ・ごみ排出量、紙使用量、ガソリン使用量等については、データを四半期に一度提出してもらうことで、事務局で取組状況を管理（全所属）
- ◆ Check（点検・評価）
  - ・監査対象所属において、設定した目標の取組状況・課題と改善方針等について振り返りを実施

- ・環境マネジメントシステム推進会議委員（エコチェック隊）による点検・評価  
（10月～11月）
  - 6名の委員を3班に分けて、書面監査及びヒアリング監査（1班10所属程度を予定）を実施
  - 各班が10所属程度の点検・評価を担当
  - 市域全体にかかる指標・数値目標について点検・評価
- ※ヒアリング内容例
  - 「電気使用量が大幅に増えていますが、今後の削減に向けて方策はありますか」
  - 「ごみ量が増えた原因の分析と改善方法について教えてください」
  - 「会議等で使う資料のペーパーレス化についてはどの程度実践しておられますか」
  - 「調査票に書かれてあるこの事業について具体的に聞かせてください」
- ・職員の日頃の環境行動への取組状況を調査するエコオフィス状況調査（全職員対象）  
（8月～9月）

- ・点検・評価の結果を、事務局よりそれぞれの所属にフィードバック

◆ Action（見直し）

- ・フィードバックの内容を踏まえ、見直し・改善

※今後のスケジュール

日程	内容
10月～11月	<b>第2回～第4回環境マネジメントシステム推進会議</b> ・班ごとにヒアリング監査の実施、ヒアリング先評価の決定、フィードバックコメントの決定、優良事例の抽出 ・全体で各班の評価・抽出した優良事例の共有
12月～1月	監査報告書の作成